

別紙2

邑南町農産物処理加工施設指定管理者の評価基準及び配点表

(1) 「審査項目及び評価内容」における評価

以下の各項目の評価内容ごとに各委員の採点の合計を委員数で除した点数を合計し、総合評価点（100点満点）により順位を付す。

選定項目	審査項目	評価内容	評価基準点
1 住民の平等な利用を確保することができるものであるか	・施設の設置目的及び町が示した管理の方針 ・住民の施設の平等な利用の確保	・公の施設としての設置目的を理解した計画になっているか ・町が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか ・団体の経営モラルや経営実態は健全か ・施設の利用が一部の利用者に偏った計画となっていないか ・事業計画の内容が収益事業等の特定の事業に偏っていないか	20点
2 サービスの向上が図られているものであるか。	・利用者の増加を図るための具体的な内容 ・サービスの向上を図るための具体的な内容 ・施設の維持管理の内容	・利用拡大の取組内容が提案されているか ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか ・サービスの向上のための取組内容は適切か ・サービスの向上のためになされる独自の提案は適切か ・全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか ・施設管理、安全管理は適切か ・維持管理は効率的に行われているか	30点
3 管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。	・施設の管理運営に係る経費の内容 ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	・町の負担を軽減する提案がなされているか ・収入、支出の積算方法や根拠は適切か ・収支計画の実現可能性はあるか	20点
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること	・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・人員体制は十分か ・緊急時や住民、利用者からの対応等の体制は確保されているか ・団体の財務状況は健全か	20点
5 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	・農産物加工食品の開発・出荷や組織の育成に貢献しているか。	・安定的な施設利用があるか ・新規の農産物加工品が生産されているか	10点
合計			100点